

調査始まる

委員会・分科会の審査概要



QRコードから、全ての委員会の映像を見ることができます。

総合計画策定調査特別委員会

総合計画（行政素案）について調査

少子高齢化、人口減少が加速する中、今後の市政運営の大きな方向性を定めていくため、「つながらる、つづく、かがやく幸せ成長都市八尾」を将来都市像とする、第6次総合計画（八尾新時代幸せ成長プラン）の行政素案が示され、計画策定の目的や構成、今後の進め方について説明を受けた。各委員からは、次のような発言や確認があった。

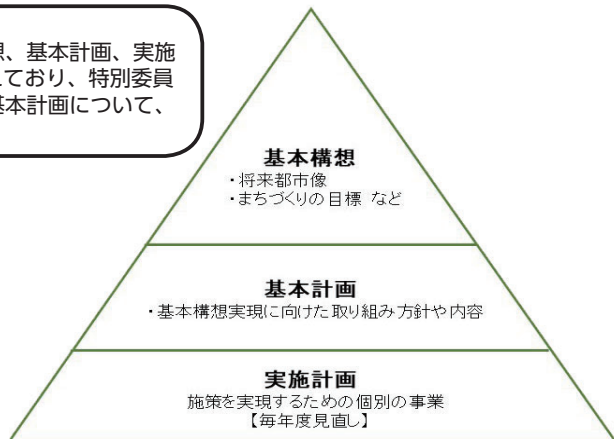
- ・総合計画審議会や専門部会の位置づけと策定に向けた会議の開催予定などのスケジュールについて
- ・中核市への移行が、計画にどのように反映しているのかについて
- ・計画期間を8年としているが、その考え方について
- ・地域別計画を策定していない理由について
- ・施策の数が63項目から34項目になった理由について
- ・地域分権という言葉の意味をどのように捉え、計画に反映しているのかについて
- ・施策の優先順位を市民に伝えていくことができる計画になっているのかについて
- ・第5次総合計画の総括をどのように反映しているのかについて

用語解説

総合計画とは

総合計画は、本市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来都市像を実現するための方向性を示すもの。

総合計画の構成
 総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、特別委員会では、基本構想、基本計画について、調査・審査を行う。



委員構成

◎委員長 ○副委員長

◎土井田隆行 ○田中 慎二
 稲森 洋樹 西田 尚美
 大星なるみ 竹田 孝吏
 田中 裕子 露原 行隆



令和6年から府下統一保険料が予定されている。

委員会で審査した議案

- 八尾市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

分科会で審査した議案

- 令和元年度八尾市国民健康保険事業特別会計第2号補正予算の件
- その他2件の議案を審査しました。

問 前年度の決算確定に伴い約4億3500万円黒字となり、基金残高が約6億3500万円となった。基金の使い道及び国民健康保険料の今後の見通しを示すべきと考えるがどうか。

答 基金は、令和6年から始まる府下統一保険料に向けた激変緩和を図るためなどに活用していく。また、大阪府から令和2年度の事業費納付金の予定額を86億円と示され、毎年1%程度減ってきている。また、最近の保険料収入の推移では、3.9%程度減の約60億円となっており、非常に厳しい状況となっている。全体収支を図る中で収入リスクに備えたい。

保健福祉 常任委員会・分科会

国民健康保険事業基金

今後どう活用するのか

特別委員会の

文教 常任委員会・分科会

新たな指定管理者による 今後の生涯学習センターは

問 今回、どのような期待を持って、生涯学習センター「かがやき」の指定管理者として、八尾かがやき未来プロジェクトを指定したのか。

答 同候補者からは、生涯学習センターに行けば何か楽しいことがあり、市民の潜在的な学びの意欲が触発されるような企画や能動的な学びを支える提案が主になされ、本市が考える事業展開が十分に発揮できる施設になると期待できる。



新たな指定管理者により運営される「かがやき」。

委員会で審査した議案・請願

- 損害賠償に関する和解専決処分承認の件
- 八尾市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例制定の件
- 八尾市生涯学習センターの指定管理者指定の件
- 子育て支援施策の充実を求める請願の件

分科会で審査した議案

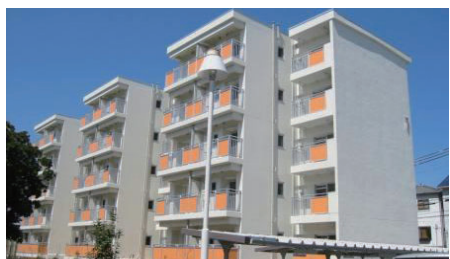
- 令和元年度八尾市一般会計第6号補正予算の件（所管分）

建設産業 常任委員会・分科会

市営住宅の指定管理者選定 サービスの質の担保は

問 今回、一事業者のみの応募で審査を行い、指定管理者を選定したとのことだが、競争性がない中でサービスの質は担保できているのか。また、審査の結果、評価点数が基準点を下回り、落選した場合の対応は考えていたのか。

答 応募事業者は、現在の指定管理者で適切な管理運営を行っている。今回の提案でも市の評価基準を満たした提案を行っており、サービスの質は担保できていると考える。もし、落選した場合は、再公募や一時的に市の直営に戻すことも想定していた。



サービスの向上や経費の削減が求められる指定管理者。

委員会で審査した議案

- 損害賠償に関する和解専決処分承認の件
- 八尾市営住宅条例の一部改正の件
- 八尾市営住宅等の指定管理者指定の件

分科会で審査した議案

- 令和元年度八尾市一般会計第6号補正予算の件（所管分）

総務 常任委員会・分科会

市職員の給与等の改定 その必要性は

問 人事院勧告を受け、職員の給与等を改定する条例の改正を提案しているが、財政状況が厳しい中で、なぜ実施していくのか。また、本市の状況を把握した上で、独自の給与水準を検討する制度をつくるべきではないか。

答 さらに、市民の暮らしや命を守ること、職員の給与を改定することは一体であると考えているがどうか。

答 財政状況が厳しいことは理解しているが、若年層を中心とした職員の給与を適正な水準に保つことは、よりよい人材の確保につながる。と判断し、給与等の改定を行うものである。また、本市独自の制度については今後検討していく。市民の暮らしや命を守ること、職員の給与を改定することは相反するものではないと考えており、今後の市民サービスの向上に職員一丸となつて取り組んでいく。

人事院勧告とは

従業員50人以上の全国の民間事業所を対象に給与の実態を調査し、国家公務員の給与水準と均衡を図ることによって、社会一般の情勢に適応した給与を確保するために行われるもの。

委員会で審査した議案

- 損害賠償に関する和解専決処分承認の件
- 八尾市職員給与と条例等の一部改正の件

分科会で審査した議案

- 令和元年度八尾市一般会計第6号補正予算の件（所管分）

その他4件の議案を審査しました。